

# 2023 J3・JFL入れ替え戦試合実施要項

## 第1条 [趣旨]

本実施要項は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第40条第1項第6号に定める公式試合として、2023 J3・JFL入れ替え戦（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2023 明治安田生命 J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。同要項の準用にあたっては、入れ替え戦に参加するJFLクラブを同要項に定める「J3クラブ」にあたるものとみなす。

## 第2条 [本大会の目的]

- (1) 本大会に参加するクラブは、Jリーグ規約第20条の2に定めるJ3クラブとJFLクラブの2クラブとする。
- (2) 本大会でJ3クラブが勝利した場合、JFLクラブは規約第17条第3項第10号に定める入会要件を満たさず、Jリーグに入会できない。この場合、J3クラブは会員資格を喪失せず、翌シーズンもJ3クラブとなる。
- (3) 本大会でJFLクラブが勝利した場合、JFLクラブは規約第17条第3項第10号に定める入会要件を満たし、Jリーグへの入会が認められる。この場合、J3クラブはJリーグ定款第10条第3項の定めに従い、会員資格を喪失する。

## 第3条 [本大会の方式]

本大会は、ホーム＆アウェイ方式により2試合を行い、第1戦をJFLクラブのホームゲーム、第2戦をJ3クラブのホームゲームとする。

## 第4条 [試合の主催等]

- (1) 試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、各試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

## 第5条 [追加登録期限]

各所属リーグが定める追加登録期限までに、協会への選手登録およびJリーグ登録またはJFLにおいて定められた登録手続を完了していない選手は、試合へ出場することができない。

## 第6条 [エントリー]

- (1) 双方のチームは、規約第62条第2項第2号に定めるエントリーランク人数として、各試合において、トップチーム登録の選手15名以上（ただし、ゴールキーパー登録の選手が2名以上、かつフィールドプレーヤーの選手が13名以上とする。2種トップ可および特別

指定選手は含まない) およびチームスタッフ 2 名以上 (コーチングスタッフ (監督、ヘッドコーチ、コーチおよびゴールキーパーコーチ) 1 名以上かつメディカルスタッフ (ドクター、トレーナー、マッサーおよびフィジオセラピスト) 1 名以上とする) をエントリーしなければならない。なお、選手については 18 名、チームスタッフについては 7 名を 1 チームあたりのエントリー可能者の上限人数とする。

- (2) 前項の基準を満たさないチームが生じた場合であっても、基準を満たさないクラブが希望し、かつチェアマンが認めた場合に限り、エントリーランクに満たない人数で試合を実施することができるものとする。
- (3) 本大会における外国籍選手のエントリー可能数は、各クラブが所属するリーグの定めに従うものとする。

## 第 7 条 [試合の勝敗の決定]

- (1) 本大会の全ての試合は 90 分間 (前後半各 45 分) とする。
- (2) 2 試合が終了した時点で、勝利数が多いクラブを勝者とする。
- (3) 2 試合が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
  - ① 2 試合の得失点差
  - ② 第 2 戰終了時に、30 分間 (前後半各 15 分) の延長戦
  - ③ ペナルティーキック (以下「PK」という。なお、各チーム 5 人ずつ、決着がつかない場合 6 人目以降は 1 人ずつで、勝敗が決定するまで行うものとする。以下同じ)
- (4) 前項第 2 号の延長戦は、次の各号の定めに従い行うものとする。
  - ① 延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、延長戦を実施する場合、リーグ戦実施要項第 33 条第 1 項第 1 号および第 2 号の定めにかかわらず、その直前の 90 分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大 6 名かつ合計 4 回 (ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く) までの選手交代を行うことができる
  - ② 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手に限る。ただし、主審により退場を命じられた者を除く
- (5) 第 3 項第 3 号の PK は、次の各号の定めに従い行うものとする。
  - ① PK に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が 6 名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる
  - ② PK において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK 開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる

## 第8条 [中止試合のみなし開催]

Jリーグ規約第64条の定めにかかわらず、本大会について、Jリーグ規約第63条第3項または第4項のチアマンの判断がなされた場合における当該試合の取り扱いについては、中止の原因、両チームの帰責性の内容その他諸般の状況を総合的に勘案し、理事会にて判断する。

## 第9条 [広告看板等の設置]

ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板またはバナーを掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ：天地 900mm × 左右 15,000mm

枚数：1枚

## 第10条 [手当等]

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
30,000 円	15,000 円	10,000 円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000 円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000 円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による。

- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかつた場合または試合が開始されなかつた場合、手当ては支払わない。
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする。
- イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についていた場合、職務が果たせなくなつた場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、規約第63条第3項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
20,000 円	9,000 円	6,000 円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上記の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000 円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000 円

ロ. 試合途中から、手当ての額の多い職務についていた場合、新たな職務に対して、前項に

定めた手当てを支払う

**第11条 [ユニフォーム]**

本大会において使用するユニフォームは、各クラブが所属するリーグの定めに従うものとする。なお、試合におけるユニフォームの組み合わせは、別途Jリーグが指定する。

**第12条 [遠征経費]**

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、遠征を行ったクラブが負担する。

**第13条 [アクレディテーションカード (AD証)]**

本大会の試合については、リーグ戦実施要項第21条に定めるAD証、本大会に出場するJクラブおよびJFLクラブが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

**第14条 [改正]**

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。